

被害回復裁判手続の概要



■受験料等が簡単な手続で戻ってくる

通常の裁判は勝つか負けるか分からないところから始めなければならず、少額の被害の消費者にとってはハードルが高い手続となっています。これに対して、消費者裁判手続特例法による被害回復裁判手続は、まず国の認定を受けた消費者団体（特定適格消費者団体）が裁判をおこし、裁判で事業者を支払義務があることが認められた後に、被害を受けた消費者に参加してもらいます。

参加者は、必要な書類を特定適格消費者団体に提出するだけで、裁判に出席する必要はありません。

このように被害回復裁判手続は、通常の裁判よりも少ない負担で支払が受けられる手続となっています。

■国が認定した特定適格消費者団体による手続

被害回復裁判手続ができるのは、国が認定した特定適格消費者団体のみです。認定の要件は不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的として、相当期間にわたり継続して適正に行っている NPO 法人等であること等であり、国が審査して認定しています。現在、全国で 3 団体が認定され、消費者庁の監督の下、活動しています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list_of_specified/

■手続きは 2 段階。消費者は 2 段階目から参加！

上記のとおり、被害回復裁判手続は 2 段階の手続があります。

まずは 1 段階目の共通義務確認訴訟で事業者を支払義務があるかどうか判断されます。これは消費者団体が行います。そして、消費者団体が勝訴して事業者を支払義務があると

書面 2

認められた場合、2段階目に被害に遭った消費者に参加してもらいます。具体的には、必要な書類を添えて届出をしてもらい、被害にあったと判断されれば支払を受けられます。

■なぜ連絡が来るの？

被害回復裁判手続では、消費者団体が第1段階目の裁判で勝った場合、事業者から対象となる消費者の情報の開示を受けることができます。今回は、東京医大から受験生の一部について情報の開示を受けて、ご連絡しています。

また、消費者機構日本にご連絡いただいた該当する受験生の方々にもご連絡しています。

この他、消費者機構日本のウェブサイト <http://www.coj.gr.jp/> でも、手続に参加する方法をご案内し、必要な書類をダウンロードできるようにしています。

■書類は9月20日10月10日必着！※締め切り伸ばしました。

今回の被害回復の債権届出は、第1段階目の裁判を行った消費者機構日本（COJ）が、皆様の授権を受けて、届出期限である11月10日までに行います。そのため、支払を受けるためには、消費者機構日本が定めた期間中に必要な書類を消費者機構日本宛てに送付していただく必要があります。消費者機構日本への提出締切期限は、~~9月20日~~10月10日（必着）です。

※必要な書類等は「書面1 手続参加（当機構への授権）の方法」をよくお読みください。

■以下の注意事項をよくお読みください

- 1 第2段階目の手続も裁判ですので、必ず支払が受けられるわけではありません。
- 2 被害回復裁判手続に参加した場合は、入学検定料等（一般入学試験6万円、センター利用4万円、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料）については、他の手続で請求することはできなくなります。参加しない場合は、他の手続で事業者に請求することは妨げられません。
- 3 第2段階の手続に参加した後、消費者機構日本への授権を撤回した場合は、債権届出の取下げがあったものとみなされ、支払が受けられなくなります。
- 4 第2段階の手続きで各消費者に支払うべき金額が決定されますが、これに不服がある者は異議を申し立てることができます。この場合は届出をした消費者又は授権を受けた消費者団体（消費者機構日本）を原告とする裁判手続（異議後の訴訟）で金額が決定されます。

■ご不明な点は、消費者機構日本（COJ）まで！

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077 E-mail:tokyoidai@coj.gr.jp